

中小企業等経営強化法の
経営力向上設備等及び先端設備等に係る
『生産性向上要件証明書』発行要領について
《日本鍛圧機械工業会 会員様向け》

2021年6月16日に生産性向上特別措置法が廃止された事に伴い、同法の先端設備導入制度が中小企業等経営強化法に移管され、経営力向上設備導入制度と二つの制度が運用されます。

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会(以下、日鍛工)では、鍛圧機械等の導入設備に対し証明書を引き続き発行します。発行する生産性向上要件証明書(以下、証明書)は、中小事業者等が作成する「経営力向上計画」並びに「先端設備導入計画」を申請する際に必要となる書類です。

本証明書発行につきまして以下の要領にて申請頂きます様、よろしくお願い申し上げます。

証明発行申請に際して必要な書類等

様式1、様式2の書式(日鍛工HPよりダウンロード下さい。)に必要事項をご記入頂き、下表の①、②、③を同封して日鍛工事務局まで郵送して下さい。

	申請に必要な書類等	記載要領など
①	証明書(様式1)	必要項目の記載、代表者役職、氏名および押印、担当者氏名、所属および連絡先など。なお、裏面には必ず「税制措置の対象設備に関する留意事項」が印刷されている必要があります。
②	チェックリスト(様式2)	製造業者記入欄への記載およびチェック項目へのチェックマーク。裏付け資料、計算書などは各会員にて保管願います。
③	返信用封筒	返信宛先を明記した返信用封筒に切手を貼付したものを同封下さい。(＊宛先記入と切手貼付はお忘れなくお願いします)

1.発行依頼書式送付にあたって(注意事項)

証明書の発行依頼につきましては各会員の本社又は然るべき部署にておまとめ頂き、任意の方がバラバラに依頼して何をいつ証明したか判らないことにならないように管理して下さい。

2.証明書の返送について

対象機械のチェックリストの証明者チェック欄にて確認し、証明書記載事項に漏れがないことを確認して整理番号記入の上、当工業会専務理事印を押印して証明書のみを返送します。

なお、チェックリストは当工業会にて保管致します。

3.証明書発行手数料

会員様向けは無料といたします。

4. 証明証の証明責任について

当会では申請に基づき証明書を発行しますが、その証明責任は各会員メーカーにあります。採用する指標数値や販売開始時期などの裏付けとなる資料は、提出の必要はありませんが、各会員担当部署様にて保管してください。税務署や自治体等から説明を求められた場合は、各会員様が説明して頂く事になります。

5. 日鍛工担当

ご質問・審査)	技術部長	森本 茂夫(morimoto@j-fma.or.jp)
申請受付)	次長	藤嶋 房子(fujishima@j-fma.or.jp)

【証明書申請書類 送付先】

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館308号室
TEL. 03-3432-4579 FAX. 03-3432-4804

以上